農業近代化資金の利率に関する規程

(平成12年4月26日付け農経第895号農林水産部長通知)

富山県農業近代化資金融通規則(昭和37年富山県規則第2号)第2条第2項の表に掲げる農業近代化資金の利率について、次のとおり定めるものとする。

資 金 の 種 類	利率
(1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金(農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)	(ア) 農業近代化資金融通法(昭和 36 年法律第 202 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者(以下「個人」という。)に貸し付ける場合年1.40パーセント以内 (イ) 法第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者(以下「農業協同組合等」という。)に貸し付ける場合年1.40パーセント以内
(2) 果樹その他の永年性植物の植栽又は 育成に要する資金	(ア) 個人に貸し付ける場合 年1.40パーセント以内
	(イ) 農業協同組合等に貸し付ける場合 年1.40パーセント以内
(3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	(ア) 個人に貸し付ける場合 年1.40パーセント以内
	(イ) 農業協同組合等に貸し付ける場合 年1.40パーセント以内
(4) 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は 復旧に要する資金	(ア) 個人に貸し付ける場合 年1.40パーセント以内
	(イ) 農業協同組合等に貸し付ける場合 年1.40パーセント以内
(5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴ない要する資金で農林水産大臣が指定するもの	個人に貸し付ける場合 年1.40パーセント以内

(6) 診療施設み	の仲の農材における環境	年1.40パーセント以内
(6) 診療施設その他の農村における環境 の整備のために必要な施設であって農林		十1. 40% [27]
水産大臣の定めるものの改良、造成又は		
水産人民の定めるものの以及、追放又は 取得に要する資金(農業協同組合等に貸		
取付に安りる真並 (展来協同組 ロ 寺に 頁 し付けられるものに限る。)		
C111) 9400 E) v) (Chx の)	
(7) 前各号に掲げ	ずるもののほか、農林水産	(ア) 個人に貸し付ける場合
大臣が特に必要	長と認めて指定する資金	年1.40パーセント以内
		(イ) 農業協同組合等に貸し付ける場合
		年1.40パーセント以内
(8) 前各号に	ア 米麦乾燥共同利用施	年1.40パーセント以内
掲げるものの	設の取得に必要な資金	
うち、知事が	,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
特に必要と認	し付けられるものに限	
めて指定する	る)	
次のアからウ	イ 農業生産(農産物の	(ア) 個人に貸し付ける場合
に掲げる資金	処理加工を含む。) に伴	年1.40パーセント以内
	って生ずる公害の防止	
	のために必要な施設の	(イ) 農業協同組合等に貸し付ける場合
	改良、造成、取得に必	年1.40パーセント以内
	要な資金	
	ウ 知事が別に定める基	(ア) 個人に貸し付ける場合
	準に基づく水田転作に	年1.40パーセント以内
	必要な第1号、第2号、	
	第4号、第7号及び第	(イ) 農業協同組合等に貸し付ける場合
	8号に掲げる資金	年1. 40パーセント以内

附則

この規程は、令和6年12月18日から適用する。ただし、令和6年12月17日までに承認された農業近代化資金の貸付利率については、なお従前の例による。